

## 公 示

次のとおり企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行います。

令和7年1月10日

収支等命令者  
佐賀県森林整備課長 武田 経孝

### 1 業務の概要

- (1) 委託業務名 さがの樹PRリーフレット制作業務委託
- (2) 業務内容 別添「業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年3月26日まで
- (4) 契約上限額 396,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### 2 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。  
なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

#### <単独提案の場合>

- (1) 佐賀県内に事務所を置く法人
- (2) 本業務の趣旨を十分に理解し、法人の定款、規約等に照らして、業務内容が確実に実施できる者
- (3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的、若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 本業務と同種又は類似の業務について、令和4年度以降に完了した実績を1件以上有すること。

#### <共同提案の場合>

- (1) 構成員のいずれかが、上記の(1)の条件を満たすこと

- (2) 全ての構成員が上記の(2)～(7)の条件を満たすこと  
共同事業体と契約を行う場合は共同事業体のすべてを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。
- (3) 全ての構成員が本企画コンペに応募するほかの共同事業体の構成員でないこと。また、単独で本企画コンペに応募していないこと

### 3 手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県農林水産部森林整備課森川海人プロジェクト推進担当  
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59  
TEL : 0952-25-7136 FAX : 0952-25-7312  
E-meil : shinrinseibi@pref.saga.lg.jp
- (2) 募集開始  
令和7年(2025年)1月10日(金曜日)から佐賀県ホームページで公示する。

### 4 説明会(オリエンテーション)の開催

- (1) 日 時 令和7年1月20日(月曜日)10時00分～
- (2) 場 所 佐賀県庁 農林水産部内会議室(新館10中央南)
- (3) 提出書類 説明会参加申込書(様式第1号)
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出期限 令和7年1月16日(木曜日)正午まで
- (6) 提出方法 電子メールにて、「3(1)担当課」メールアドレスへ提出すること。  
※説明会への出席は、本件企画コンペの参加要件ではありません。

### 5 参加資格の確認

本件コンペに参加を希望する者は、「2 参加資格に関する事項」で定める参加資格要件に応じ、申請書に関係書類を添付して提出し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出書類
  - ア 参加資格申請書(様式第3-1号又は3-2号) 1部
  - イ 共同事業体協定書(様式第3-3号) 1部 ※共同事業体の場合のみ
  - ウ 誓約書(様式第4号) 1部
  - エ 会社概要(パンフレットで可) 1部
  - オ 実績書(様式第5号) 1部
- (2) 提出期限 令和7年1月23日(木曜日)17時まで(必着)
- (3) 提出場所 「3(1)担当課」のとおり
- (4) 提出方法 持参又は郵送  
※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- (5) 資格要件の確認結果  
提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、その結果を令和7年1月24日(金曜日)までに参加資格確認結果通知書にて申込者へ電子メールで通知する。

### 6 提案書等に対する質問書の受付等

仕様書等に対する質問がある場合は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 仕様書等に対する質問書(様式第2号)
- (3) 受付期限 令和7年1月29日(水曜日)まで

- (3) 提出場所 「3 (1) 担当課」のとおり
- (4) 提出方法 電子メール又はファックス  
※送信事故を防ぐため、送信後、着信確認の電話を行うこと。
- (5) 回答方法 令和7年1月31日(金曜日)までに質問者へ回答するとともに、県ホームページに掲載する。

## 7 提案書の提出

本件企画コンペの参加資格を得た者は、次の通り提案書等を提出する。

- (1) 提出書類
  - ア 企画提案書(任意様式) 正本1部、副本5部
    - ・ 用紙のサイズはA4版で両面印刷長編綴じ(図表等については、A3版での片面印刷での折込も可能)とし、文字サイズは概ね10ポイント以上とすること。
  - イ 見積書(任意様式) 正本1部、副本5部
    - ・ 宛名は、「佐賀県農林水産部森林整備課長」とすること。
    - ・ 見積書に記載する金額は、見積った契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とし、上記1(4)に記載の契約上限額を超えないこと。
- (2) 提出期限 令和7年2月10日(月曜日)17時まで(必着)
- (3) 提出場所 「3(1)担当課」のとおり
- (4) 提出方法 持参又は郵送  
※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

## 8 プレゼンテーション(審査会)の開催

- (1) 日時 令和7年2月12日(水曜日)10時00分～
- (2) 場所 佐賀県庁 農林水産部内会議室(新館10階中央南)
- (3) 実施方法
  - ・ 参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。
  - ・ プレゼンテーションの時間は25分程度(説明15分、質疑10分程度)とし、参加人員は2名以内とする。順番については、県で抽選等により任意に決める。
  - ・ プレゼンテーション時にプロジェクター及びスクリーンの使用を希望する際は、県で準備するので事前に連絡すること。ただし、パソコンは参加者で準備すること。

## 9 結果の通知

令和7年2月14日(金曜日)までに、書面によりすべての参加者に対し通知する。

## 10 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別紙のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

## 11 その他

- (1) 契約保証金
  - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
  - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができ

る。

ウ 佐賀県財務規則第 115 条第 3 項に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行機関が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方契約を履行しないこととなるおそれがないとき

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積った契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

ア 参加する資格のないものを行った場合

イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行った場合。

ウ 見積書の金額及び氏名について悟達又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1 人で 2 以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき

イ 天才その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

ア 最優秀提案者は、全ての審査委員の項目計の評価点が全て最低基準点以上であった参加者のうち、各審査員の評価点の合計点数が最も高い者とする。

イ 最優秀提案者となることのできる最低基準点を予め定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

ウ 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高いものが 2 人以上あるときは、評価基準の「2 業務経験・能力・体制」が高い者を最優秀提案者とする。

エ 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の評価点を得た者のうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一次停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) 支払方法

完了払

(8) その他

ア 提出された資料は返却しない。

- イ 提出する企画案は参加者1者につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は認めない。  
ただし、誤字脱字等の軽微なものは除く。
- ウ 本件企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- エ 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- オ 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を禁止する。
- カ 参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに「3（1）担当課」まで連絡するとともに、書面（様式任意）にて辞退の申出を行うこと。